



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

## 知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 2973 号 2016.4.20 発行

### 社説 成年後見促進法 利用者に寄り添う制度に

徳島新聞 2016年4月19日

認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が十分ではない人を支援する「成年後見制度」の利用を促進する法律が、議員立法で成立した。

高齢社会が進展し、認知症の人が増える中、後見制度の役割は今後ますます重要になるとみられている。

だが、担い手が少なく、後見が必要な人が利用しにくい規定があるなど、課題は少なくない。

新法は、政府が利用促進会議を設置し、3年以内に必要な法整備をすると定めている。問題点をしっかりと検証し、利用者の思いに寄り添った制度となるよう、見直しを進めてもらいたい。

後見制度は、家庭裁判所が選任した親族や弁護士、司法書士らが後見人となり、被後見人の財産管理や、福祉サービスの利用手続きなどを行うものだ。2000年に介護保険と同時に導入され、当時は「高齢社会を支える車の両輪」とうたわれた。

しかし、利用は低調だ。認知症の人は400万人を超え、25年には約700万人に達すると推計されているのに、利用者は約18万人にとどまっている。

要因の一つが、後見人になる人が不足していることである。新法は、人材確保のため市民への研修や情報提供を実施するよう政府に求めた。制度の意義を周知し、質の高い担い手を一人でも多く育成できる仕組みを整えたい。

被後見人になると公務員の地位を失い、医師や税理士の資格も奪われるといった「欠格事由」があることも、利用が伸びない原因とされる。

13年には、選挙権を失う規定は違憲だと東京地裁が判断し、その後の法改正で投票できるようになった。同様に、一律に資格や地位を剥奪する規定は許されるのか、再考の余地がある。

新法は、手術や輸血などの医療行為への「同意権」を後見人に認めるのかどうかを検討することも求めた。

医療、介護現場から要望があるといわれるが、利用者や家族、支援団体からは「自己決定権が阻害される」と懸念の声が上がっている。命に関わる重い決定権であり、慎重な検討が欠かせない。

見過ごせないのは、財産着服などの不正が相次いでいることだ。最高裁によると、昨年の被害は521件、総額29億7千万円に上った。

後見人の順法意識を高めるのはもちろんだが、背景には家裁の負担が重く、十分に監督できない現状があるとされる。このままでは制度の信頼性が問われよう。家裁の人員を増やし、介護・福祉職と連携するなど、監督体制の強化が急務である。

もともと後見制度は、本人の自己決定権を尊重し、高齢者や障害者も通常の生活が送れるような社会をつくるノーマライゼーションの理念に基づいて設けられたものだ。

誰もが生きやすい社会を支える仕組みとなるよう、改善を重ねなければならない。

**障害者がコーヒー教室開催へ 豊田で30日** 朝日新聞 2016年4月20日 愛知  
カフェのようなコーヒーを自宅で味わいませんか——。長久手市の障害者支援NPO法人「楽歩（らふ）」と豊田市の文化施設「猿投棒の手ふれあい広場」が30日、同法人が運営する就労支援施設に通う障害者が講師となるコーヒー教室をふれあい広場で開く。20日から参加者を募集する。

教室では、パニック障害などを抱える「焙煎（ばいせん）士」ら2人が、参加者に豆の選び方やひき方、コーヒーのおいしい入れ方などを教える。

教室を企画した同広場の山内勝実さん（66）は「コーヒーに精通することで就労を目指す障害者が、一般の人たちを相手にすることで自信をつけてもらいたい」と話す。

**ダンプと接触、作業所バス横転12人搬送...貝塚** 読売新聞 2016年04月19日

19日午前8時50分頃、大阪府貝塚市名越の府道で、障害者通所施設「貝塚いぶき作業所」（同府貝塚市）の送迎用マイクロバスが、前方からバックしてきたダンプカーと接触し、道路脇の畑に横転した。バスに乗っていた作業所に通う成人の男女10人と運転手ら2人の計12人が病院搬送された。少なくとも数人が負傷した模様だが、軽傷とみられる。

府警貝塚署は、ダンプカーを運転していた解体作業員（52）（大阪市平野区）を自動車運転死傷行為処罰法違反（過失運転致傷）容疑で現行犯逮捕した。「道を間違えたのでUターンしようとしたが、曲がりきれずにバックした」と供述している。

**障害者男性解雇「謝罪と撤回を」 習志野市長に市議質問状**

東京新聞 2016年4月20日

習志野市が正規採用した障害者の男性（28）を試用期間終了直後に解雇した問題で、同市の立崎誠一市議（民意と歩む会）が、男性の解雇撤回と職場復帰を求める公開質問状を宮本泰介市長に提出した。

十八日に提出された質問状によると、四月施行の障害者差別解消法と改正障害者雇用促進法が「明確に障害者を差別してはならないと定めている」とし、解雇を批判した。

男性を支援するユニオン習志野は法施行前の解雇が「駆け込み解雇」に当たると主張。立崎市議も「法律を無視したあまりにも非情な行為」と指摘した。

同市が試用期間後に雇用を継続しないのは初めてで、立崎市議は「情け容赦のない解雇で明らかに法律違反」と市の対応を批判し、男性に謝罪も求めている。二十八日までに回答を求めている。

市人事課は「受理はした。回答するかを含め対応を検討している」としている。本紙がこの問題を報道した十二日以降、市にはメールや電話計十件前後が寄せられている。「（解雇は）受け入れがたい」など批判のほか、「障害者の雇用を促進すべきだ」などの提言もあったという。（服部利崇）

**保育士以外の人材活用拡大＝待機児童対策で特区案—大阪府・市**

時事通信 2016年4月18日

大阪府と大阪市は18日、国家戦略特区制度を活用し、府内市町村の保育所の保育士や保育室に関する基準を緩和する待機児童対策案をまとめた。国が定める研修を修了した「保育ママ」らを自治体の裁量で保育士の代わりに配置できるようにし、受け入れ児童を増やすのが柱。2017年度の実現を目指し、近く内閣府に提案する。

国は保育士不足を受け、保育所で働く要員（最低基準）のうち3分の1までは幼稚園や小学校などの教員免許を持つ人を代わりに配置できる特例措置を16年度から始めた。大

阪府・市は、特区では最低基準の要員に占める保育士以外の人員として「知事が認める者」を追加し、保育ママのほか、保育士を補助する役割を担っている「子育て支援員」を活用できるようにすることを求める。

保育室に関しては、国は待機児童数が100人以上で、三大都市圏の住宅地の平均地価を上回る市区町村を対象に面積基準を緩和している。大阪府・市は特区ではこの要件を見直し、待機児童解消加速化計画を策定して対策に取り組む市町村であれば待機児童数や地価に関係なく基準を緩和できるよう提案する。

## 社説：熊本地震避難生活／心身守る環境整備とケアを 河北新報 2016年4月20日

地震の直接的な難から逃れられたのに、避難生活の中で命を落とす。危惧されたそうした「災害死」が熊本県でも起きてしまった。

阿蘇市の避難所で死亡した77歳の女性は、避難によるストレスや過労が原因の震災関連死とみられる。熊本市内では、車中での避難生活が原因と思われるエコノミークラス症候群の犠牲者が出た。

いずれも、防ぎ得た死である。しかも、避難所は命を守るとりてであるはずだ。

同じ不幸を招かぬよう、避難所の環境を早急に整え、被災者の心身のケアに万全を期すべきだ。避難生活の中で命と健康を守るために必要な情報を、被災者に向けて発信することも重要だ。

中でも、エコノミークラス症候群の患者が続発しているという。この病気は同じ姿勢で長時間座るなどして脚の静脈に血の塊ができ、突然死を招く。自動車の中で避難生活をす「車中泊」による危険性が指摘されてきた。

熊本では活発な地震活動が続く。すぐ逃げられるようにと自家用車の中へ避難する人たちが目立ち、大規模イベント施設の2千台収容の駐車場が満杯状態にあるという。

自宅敷地で車中泊する被災者らを含め、避難所でも、十分に水分を取る、適度に体を動かすといった予防法について周知徹底を図りたい。

そうした被災者らが車中避難するのは、避難所の環境とも無縁ではあるまい。

大勢が寝泊まりし、足の踏み場もない。体育館の硬い床での寝起き、トイレも足りず、プライバシーも保てない。健常者でもストレスがたまる。持病を抱えた高齢者や障害者、乳幼児を抱えた母親ら、いわば災害弱者であれば、なおのことだ。

東日本大震災でも震災関連死は多く岩手、宮城、福島3県を中心に約3400人にも上る。注目すべきは、9割近くが66歳以上とのデータだ。

相次ぐ余震と、窮屈で混乱する避難生活で身体、精神両面のストレスが高じ、健康悪化を引き起こす。その危険性が高い高齢者らの心身のケアには十分な目配りが必要だ。

そのためには、災害弱者や女性ら多様な視点から避難所の環境をチェックし、ストレスの少ない居住環境づくりに努めたい。同時に、全国から派遣されている医療関係者らを円滑に運用し、24時間態勢で診療・相談に当たるシステムをつくる必要がある。

被災の範囲は東日本大震災ほど広くはない。被災地以外の広域避難も視野に、安全で安心な住環境を確保するのも一つの手だてではないか。

熊本、大分両県の避難者は11万人を超え、地震が終息する見通しも立たない。避難生活の長期化も予想される。

東日本大震災の被災地でも避難所は当初混乱し、さまざまな課題があった。各方面からの多様な支援、住民たちの共助で、長期にわたり少しでも快適で暮らしやすい避難所づくりに取り組んできた。

そうした避難所運営・環境整備の経験をインターネットなどを活用して発信する。そうしたことも、大震災被災地からの「恩返し」につながるのかもしれない。

### 被災者を受け入れるために用意された小型フェリー（国土交通省提供）



政府が熊本地震の被災者向けに無料の宿泊施設として確保したホテルや旅館、フェリーが、いまだ利用されていない状況が続いている。

熊本県内では、相次ぐ余震を恐れて車中泊をする被災者が多く、エコノミークラス症候群で病院に搬送される人も増えており、関係者の対応が急がれる。

熊本県内の旅館やホテルでは、高齢者や障害者などを中心に約1500人の受け入れが可能だ。希望者は市町村に連絡すれば、県がホテルなどを割り振

る。介助者も一緒に宿泊できる。

だが、被災者への周知が遅れているほか、窓口となる市町村が制度をよく理解していないこともあり、まだ利用者はいないという。

フェリーについては、国土交通省が、大型フェリーなど計4隻のフェリーを活用し、約2000人の被災者を受け入れると表明した。

すでに計約1000人が乗れる小型フェリー2隻は熊本港に停泊している。被災者がその場で希望すれば、座席などで仮眠がとれる。

大広間や風呂も備えた大型フェリー「さんふらわあふらの」（705人乗り）の用意も進めているが、まだ利用できる状態にない。国と熊本県、フェリーの運航会社などの間で、費用負担などの調整が遅れているためだ。

商船三井フェリーは18日、「さんふらわあふらの」を被災者の宿泊施設として使うため、19日の夕方便は欠航すると発表した。19日になって「今週中の派遣は見送る」と一転した。

石井国交相は19日の記者会見で、「避難所の被災者への周知を進めるが、まず費用について県と調整する必要がある」と述べ、調整の遅れを認めた。

### 「あの人、トイレ行けてる？」 避難所での目配りのコツ

朝日新聞 2016年4月20日

避難所では、厳しい生活環境やストレスから体調を悪化させる人が多く、最悪の場合は亡くなる危険がある。こうした「災害関連死」をなくそうと、避難生活で目配りが必要な人に気づこうと呼びかける冊子とポスターができた。「あの人、トイレに行けてないみたい」「1人でぼうっとして動かない」。あの人大丈夫かな、と思ったら声をかけ合ってほしいという。

タイトルは『「ハイリスク予備軍」の人を見つけよう』。阪神大震災をきっかけに生まれた「震災がつなぐ全国ネットワーク」が、日本財団の助成を受けて3月に作った。

冊子では、避難所で何とか生活ができていても、坂をすべり落ちるように健康状態が悪くなる恐れのある人を「ハイリスク予備軍」と呼ぶ。ボランティアらが過去の災害で支援した被災者の様子を紹介しつつ、見過ごされがちだが重要なポイントをまとめた。

たとえばトイレ。我慢すれば、脱水症状や高血圧、膀胱（ぼうこう）炎の引き金になることがある。ある80代の女性は便秘が続き、「ひざが悪くて和式トイレでしゃがめない」と話していた。気づいたボランティアが役所の職員に申し出て、洋式便座を手配した。被災者がトイレに行かないのは、汚い、暗い、寝床から遠いことが理由の場合もある。

「1人でぼうっとして動かない人」にも注意が必要だ。一日中動かないで過ごしていると、歩行が難しくなったりエコノミークラス症候群になったりしかねない。「炊き出しや物資配布に気づいていない人」は、障害者や外国人で、正しく情報が伝わっていない可能性がある。「ずっと同じ服を着ている人」は、避難所から自宅へ戻る移動手段がなくて困っているかもしれない。

ほかのポイントは、食べ物がそのまま残っている▽あの子、こんなに乱暴だった？ 甘えん坊だった？▽物資を取りにくそうにしている▽あのお母さん、どこで授乳しているんだろう▽あの人、いつ休んでいるんだろう——がある。

ネットワークに加盟する認定NPO法人「レスキューストックヤード」（名古屋市）の浦野愛さんは「自分からは困っていることを言い出せない人が多い」と話す。実際に気になる人がいたら、「一緒にトイレに行きませんか？」と話しかけたり、看護師や避難所の運営者らに「このおばあちゃん大変そう」と伝えたりしよう。「専門知識がない住民同士やボランティアでも、気づく目と、つなぐ先を知っていれば、できることがたくさんあります」

冊子では、ハイリスク予備軍を増やさない「10の知恵」も紹介。避難所に貼り出して使えるポスターも併せ、震災がつなぐ全国ネットワークのブログ（<http://blog.canpan.info/shintsuna/archive/1395>）からダウンロードできる。（十河朋子）

### さくらに障害者専門の歯科医院 全身麻酔の治療可能 下野新聞 2016年4月20日



【さくら】知的な障害などで通常の歯科治療が難しい患者を対象にした歯科医院が氏家にオープンした。

歯科治療に恐怖心があって治療中に動いてしまうなどの理由から治療が難しい場合に、全身麻酔下での治療が行える設備やスタッフを整えている。障害者専門で全身麻酔も行える歯科診療所は全国でも少ないという。

オープンしたのは「文光会スペシャルニーズセンター」。3月まで国際医療福祉大学病院歯科口腔（こうくう）外科医長を務めた菊

地公治（きくちきみはる）センター長（39）が市役所北側の文光会渡辺歯科医院の隣接地に今月1日、開業した。

菊地センター長によると、知的障害や精神障害があって治療に協力できない患者が、恐怖心や反射から治療中に動いてしまうと危険なため、一般の歯科医院では対応が難しい。菊地センター長は「治療できずに歯を失い、健康を損なう障害者は多い。そういう人たちに普通の歯科治療を提供したい」と、以前から非常勤で口腔外科手術を手伝ってきた渡辺歯科医院の渡辺信夫（わたなべのぶお）理事長の協力を得て、独立開業を決意したという。

診療は月～水曜日は午後2時～5時半、木～金曜日は午前9時～正午と午後2時～5時半。（問）文光会スペシャルニーズセンター028・682・7238。

### 障害者の絵をビーチサンダルに 島根県社協など6月商品化

産経新聞 2016年4月20日

障害者がデザインを手がけるビーチサンダルの商品化を目指し、島根県浜田市の県立しまね海洋館アクアスで19日、原画のデッサン会が開かれた。参加者は館内のペンギンやシロイルカなどを題材に、思い思いの絵を描いていた。

県社会福祉協議会とアクアス、ビーチサンダルメーカー「TSUKUMO」（神戸市）による共同プロジェクト。県内の福祉事業所が取り組む障害者の創作活動の可能性を広げようと、障害者が手がけた絵画の商品化を目指している。

デッサン会には、県内の10事業所から約60人が参加。たくさんのペンギンが元気に歩き回るペンギン館や、シロイルカが悠々と泳ぐシロイルカプール、鮮やかな魚が泳ぐ水槽などの前に陣取り、生き物にじっと見入ったり、ペンやクレヨンなどを盛んに動かしたりしてスケッチしていた。

プロジェクトでは、今回描いたデッサンなどを基に、各事業所でビーチサンダルのデザインとして完成させた作品を5月11日まで募集。同18日から6月6日まで、アクアス展望デッキに作品を展示し、入館者の投票で入賞作品を選定する。

このうち上位3作品をメーカーが商品化し、アクアスや県観光物産館などで6月23日～8月31日の間、販売。デザインの著作権を持つ作者らに対し、メーカーの使用料が支払われる。

同協議会は「プロジェクトを通じて、多くの人たちに障害者アートに関心を持ってもらうとともに、各施設や障害者らが『自分たちの絵が商品になる』という経験をしてほしい」と期待している。

## 障害のある学生をどう支援 有識者会議で検討始まる NHK ニュース 2016年4月19日



障害者差別解消法が施行されたことなどをを受けて、文部科学省は有識者会議を立ち上げ、障害のある学生への支援の在り方について検討を始めました。

19日開かれた初めての会議には15人が出席しました。

文部科学省によりますと、大学や専門学校などに在籍する人のうち、障害のある学生は平成26年度におよそ1万4100人と、9

年で3倍近くに増えています。

文部科学省の担当者は、障害を理由とする差別の禁止や合理的配慮を求める障害者差別解消法が、今月施行されたことを説明し、学生たちへの支援の在り方について検討するよう求めました。

委員からは「専門知識のない職員だけで支援に当たるのは難しく、専門家を配置することも必要ではないか」とか、「進学の際の学校間の連携も考えなければならない」といった意見が出ていました。

会議では年内に報告をまとめることにしていて、座長を務める筑波大学の竹田一則教授は「大学などは、よりきめ細かな対応が求められることになるので、財源や専門人材の確保など課題も含めて議論したい」と話しています。

### 障害のある学生への支援 筑波大学では

茨城県の筑波大学では、9年前から専門の部署を立ち上げ、障害のある学生を支援しています。学内から募った学生たちが研修を受けたうえでサポーターとなり、現在はおよそ130人の支援にあたっています。

例えば手足が不自由な学生が論文を書くときには、サポーターが言葉を聞き取り文章をパソコンに打ち込んでいきます。

また、目が不自由な学生に対しては、教科書や資料をスキャンしてパソコンに保存し、点字に印刷したり自動音声で読み上げたりする機能を使うということです。さらに、耳が不自由な場合は、講義の際にサポーターが隣に座り教員の言葉をパソコンに打ち込んで文字にすることで内容を把握できるように支援しています。ことし入学した学生の1人は「講義が正確に分かり、とても助かります。たくさん勉強したいです」と話していました。

一方、多くの大学で課題となっているのが発達障害の学生への支援です。文部科学省によりますと、発達障害と精神疾患の学生は、平成26年度までの9年で10倍に増えているということです。対人関係をうまく築けなかったり読み書きが苦手だったり、困っていることが人によって異なるため、筑波大学では面談を重ねたうえで支援の内容を決めています。

「集中力が続かず、講義が頭に入らない」という学生に対しては、後日、講義の内容を

聞き返すことができるようレコーダーを貸し出し、「一つのことに集中しすぎて他のことができない」という学生には、タイマーを渡して集中する時間を決めるよう促すなどしているということです。

支援にあたっている筑波大学の青木真純准教授は「発達障害の場合は、何に困っているのか本人が分かっていないこともある。丁寧に話を聞いて支援につなげることが大切だ」と話しています。

## バリアフリー情報を共有するアプリ マツコさんもアピール

福祉新聞 2016年04月20日 福祉新聞編集部



「車いすに乗ったら段差が山に見える」とマツコさん

アプリの画面

日本財団は8日、飲食店などのバリアフリー情報を誰でも投稿や閲覧できるスマートフォン



向け地図アプリ「Bmaps」（ビーマップ）を発表した。施設入り口の段差数や車いす対応トイレの有無、利用してみた満足度の5段階評価などを共有できる。

開発者の垣内俊哉・(株)ミライロ社長は「障害者らが不安なく食事や旅行に行けるよう、ビーマップを広げたい」と語った。

アプリのダウンロードは無料。現在、ビーマップには1万6000件ほどの情報が集まっている。2020年の東京五輪・パラリンピックに向けて100万件の情報登録を目指す。団体や学校などにも協力を求める。

同日開かれた記者会見には、昨年5月に発足した「日本財団パラリンピックサポートセンター」（パラサポ）の顧問を務めるタレントのマツコ・デラックスさんも参加。車いすに乗って段差を越える体験をし、その難しさに驚いていた。

マツコさんは「不便さに気付いて書き込むことが、結果的にみなさんの助けになったり、その店に一人お客さんが増えるきっかけになるかも知れない」と展開に期待を寄せた。

### パラスポーツ体験

パラサポは同日、障害者スポーツの選手が全国の小中高等学校に出向いて体験授業を行う「あすチャレ！ スクール」を実施すると発表した。今年度は100校3万人、20年までに1000校50万人に授業を行うことが目標という。

プロジェクトディレクターで講師も務める根木慎志・車いすバスケットボール元日本代表は「ほとんどの子どもはパラ競技を見るのが初めて。その迫力に驚き、障害者といわれる人に対するイメージが大きく変化するだろう。みんなが違いを認めて応援し合い、誰もが輝いて生きていく世の中を目指したい」と語った。

## 社説[手話推進の日]学び 使う機会広げよう

沖縄タイムス 2016年4月20日

毎月第3水曜日は、今月施行された県手話言語条例に基づく「手話推進の日」だ。

最初の手話推進の日にあたるきょう、県はホームページで「おはよう」や「こんにちは」など簡単な手話表現の紹介を始める。込み入った話ではできなくても、相手の顔を見て、あ

いさつを交わせば、互いの距離は縮む。

条例をきっかけに、手話への理解を深め、使用しやすい環境づくりを図りたい。

都道府県レベルでは6番目となる県の手話言語条例は、前文で「(手話は)独自の語彙(ごい)及び文法体系を有し、ろう者とうろう者以外の者が、意思疎通を行うために必要な言語」とうたう。

関係者が「大きな前進」と喜ぶのは、手話を音声言語の日本語と同じ言語と定めた点だ。

日本のろう教育は長い間、相手の口の動きを読み、発声訓練を行う「口話法」が中心だった。健常者に近づくことを優先したため、手話を「手まね」と軽んじ、禁じてきた歴史がある。

聴覚障がい者の中で大切に受け継がれ、発展してきた意思疎通手段にもかかわらず、使用を禁止するのはアイデンティティーの否定にもつながる。

その流れを変えたのは、2006年、国連で採択された障害者権利条約だ。手話を言語と位置付ける条約で、国内でも11年に改正された障害者基本法に同様の内容が盛り込まれた。

県条例理解の第一歩は、少数者の文化をはぐくむ手話の重要性に気づくことである。

条例の柱は、手話の普及に関する施策の推進や手話通訳者の養成で、県の責務を明記している。もう一つの柱、学校での取り組みでは、聴覚障がい児が手話を学ぶ機会の保障と、教員の手話技術の向上を求める。

具体的な施策は、県手話施策推進協議会の審議を経て、年度内に策定される手話推進計画に盛り込まれる。

現在、県に登録している手話通訳者は64人と少なく、イベントや会議に派遣する絶対数が不足している状況だ。健常者と障がい者をつなぐ手話通訳者の養成は、差し迫った課題である。条例が可決された県議会本会議で、議場に手話通訳者が配置されたことがニュースとなった。しかし通訳がついたのは提案理由説明の場面だけ。傍聴希望を受け通訳者を積極的に配置するなど議会のバリアフリー化も急ぎ取り組まなければならない課題だ。

地方自治体で先行する条例づくりとは別に、国主導で手話を普及させる法整備の必要性も叫ばれている。

「日本手話言語法」の制定を求める意見書は、この春までに、全国の1700を超える全ての地方議会で採択された。特別支援学校で必須教科として手話に取り組むなど、教育分野の環境整備で国の果たす役割は大きい。

より住民に近い地方議会の意見書に表れた民意の重さを受け止めれば、その動きを後押しする手話言語法の制定は待ったなしである。

## 精神科患者退院支援へ団体設立 「全国地域で暮らそうネットワーク」

産経新聞 2016年4月20日

統合失調症などで精神科病院に入院している人が地域での生活に戻るのを支援するため、各地の福祉職や医師、看護師らが一般社団法人「全国地域で暮らそうネットワーク」を設立した。日本の精神科の病床数は平成26年時点で約34万。人口当たりでは先進国中最多で、1年以上の長期にわたり入院している患者は約19万人に上る。国は長期入院者の退院促進や病床削減に取り組んできたが、成果が上がっていない。

同ネットワークは精神保健福祉士や医師ら、多職種が連携して本人の意思を引き出し、尊重することを重視。岩上洋一代表理事は「各地の優れた実践を共有し、広げていきたい」と話している。



月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も  
大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行